

令和 7 年大船渡市大規模林野火災等

## 森林復旧の進め方 について

大船渡市  
令和 7 年 9 月

1



### はじめに

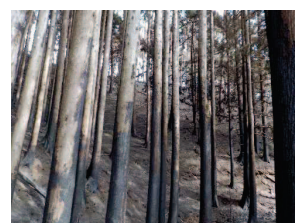


令和 7 年 2 月 19 日及び 26 日に発生した林野火災により、所有森林が被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

さて、大船渡市では、被災面積約 3,400ha の森林復旧を進めるにあたり、局地激甚災害指定により適用される森林災害復旧事業を、最大限活用することを念頭に置きつつ、加えて、その他の利用可能な事業も活用しながら、被災森林の全体の公益的機能の復旧回復を図ることといたしました。

つきましては、次ページ以降に被害の概要や森林復旧の進め方などをまとめましたので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

ご不明な点につきましては、14 ページの問い合わせ先までご相談をお願いします。

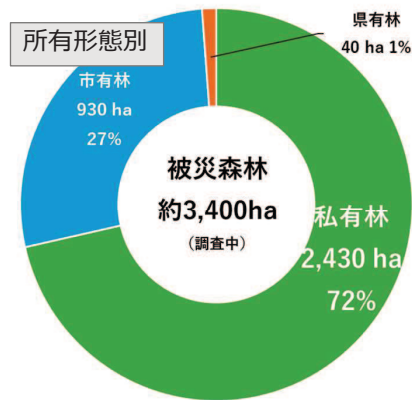
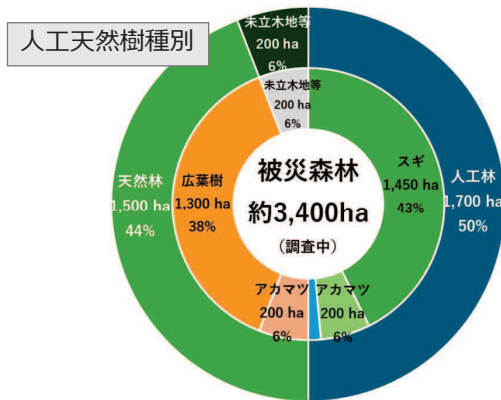


2

# 被害状況等

## 1 被害状況

- (1) 延焼範囲 3,694ha（2月19日発生324ha、26日発生3,370ha）
- (2) 被災森林の概況（令和7年5月13日時点） 約3,400ha（調査中）
  - ①人工天然割合 人工林 50%、天然林 44%、その他（未立木地等）6%
  - ②所有者形態 私有林 72%、市有林 27%、県有林 1%



## 2 激甚災害の指定

令和7年3月28日(金) 激甚災害の指定（2月19日、26日発生 of 林野火災が対象）

## 3 森林災害復旧事業の概要

- (1) 激甚災害に指定された場合に適用される補助事業（対象：人工林）
- (2) 負担割合（事業主体：市） 国1/2、県1/6、市1/3
- (3) 事業内容 被害木等の伐採・搬出、伐採跡地の造林(シカ食害対策を含む)、森林作業道開設

3

# 森林復旧の進め方について

## 1 森林復旧の進め方

フローチャートを用い、分類や流れを図解することにより、状況を整理し、被災森林全体の復旧の方向性を検討する。

## 2 対象

令和7年2月19日及び26日に発生した林野火災で被害を受けた森林

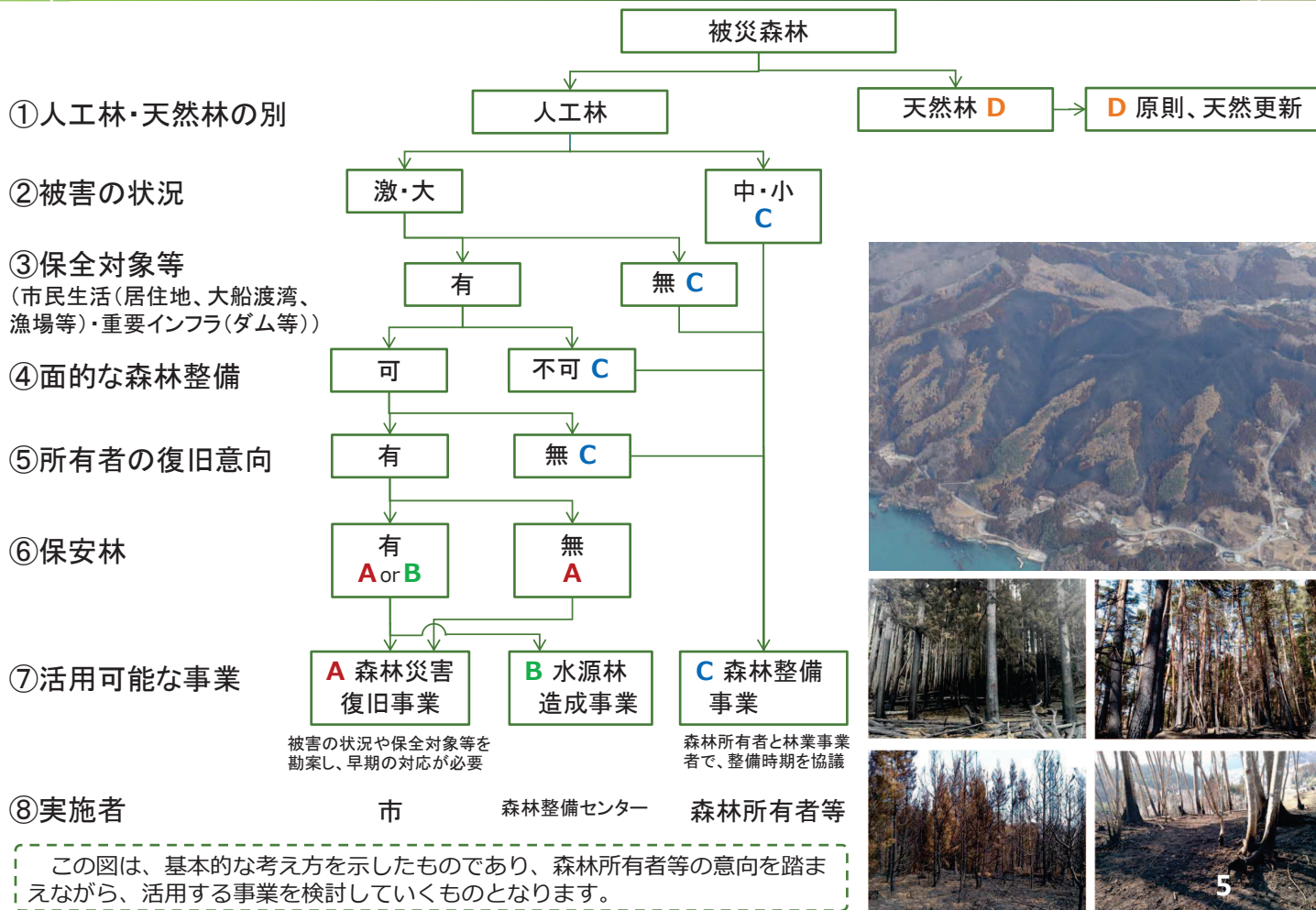
## 3 区分項目の内容

- (1) 対象森林の分類等
  - ・人工林・天然林の別
  - ・被害状況の度合い
  - ・保全対象等の有無
  - ・面的な森林整備の可否
- (2) 復旧の意向の確認
  - ・所有者の復旧意向の有無
- (3) 活用可能な事業等
  - ・保安林の指定状況
  - ・活用可能な事業と実施者





# 大船渡市大規模林野火災の森林復旧に係るフローチャート



## 大船渡市大規模林野火災の森林復旧に係るフローチャートの説明



| 項目         | 説明                                                                                                                                 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①人工林・天然林の別 | <ul style="list-style-type: none"> <li>森林災害復旧事業は、人工林が対象</li> <li>天然林は、天然更新による自然復旧を基本とする…D</li> </ul>                               |
| ②被害の状況     | <ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査の結果を踏まえて判断</li> </ul>                                                                   |
| ③保全対象等     | <ul style="list-style-type: none"> <li>市民生活（居住地、大船渡湾、漁場等）、重要インフラ（ダム等）の保全対象を勘案し選定</li> </ul>                                        |
| ④面的な森林整備   | <ul style="list-style-type: none"> <li>5 ha以上のまとまった整備を行える区域（複数の森林所有者であっても可）を選定</li> </ul>                                          |
| ⑤所有者の復旧意向  | <ul style="list-style-type: none"> <li>森林災害復旧事業の実施に係る意向の有無であり、伐採のみ希望する者は除く</li> <li>森林所有者が下刈（除草作業）以後の森林整備を実施し、適切に管理すること</li> </ul> |
| ⑥保安林       | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後、保安林となる予定の森林を含む</li> </ul>                                                                |
| ⑦活用可能な事業   | <p>A 森林災害復旧事業を最大限活用</p> <p>B 保安林の場合、水源林造成事業の活用が可能</p> <p>C 森林災害復旧事業を実施しない森林については、必要に応じて森林整備事業等の活用が可能</p>                           |
| ⑧実施者       | <p>A 森林災害復旧事業：市</p> <p>B 水源林造成事業：国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター</p> <p>C 森林整備事業：森林所有者・管理者等</p> <p>D 天然更新：森林所有者・管理者等</p>               |

# 所有者の意向確認のスケジュール

森林災害復旧事業の実施に係る森林所有者の意向確認を次のスケジュールにより進めます。

## 1 地域説明会

### (1) 日時及び場所※1

- ① 令和7年9月12日 午後7時（会場 蛸ノ浦漁村厚生施設）
- ② 令和7年9月16日 午後7時（会場 綾姫ホール）

※1 説明会は、①②とも同一の内容です。

### (2) 対象

被災した森林の所有者及び管理者

## 2 意向確認のスケジュール

| 日程    | 内容                            | 大船渡市       | 森林所有者等               |
|-------|-------------------------------|------------|----------------------|
| R7.9月 | 意向確認書類発送※2                    | 9/16以降順次発送 | 受け取り・書類確認・意向検討       |
| 10月   | 意向確認書類〆切<br><b>10/17(金)必着</b> | 回答書類確認開始   | 回答 <b>10/17(金)必着</b> |
| 11月   | とりまとめ事務完了                     | 審査内容の通知※3  | 通知書確認                |

※2 森林災害復旧事業の活用対象森林の所有者や管理者等に送付します。

※3 森林災害復旧事業の実施を希望する旨の回答があった森林所有者等に通知します。7

## 質問と回答①

**Q** なぜ、被災森林の復旧は、森林災害復旧事業だけでなく、他の事業も活用することにしたのか？

**A** 令和7年2月19日、26日に発生した大規模林野火災では、約3,400haの森林が被災し、そのうち人工林のみが、局地激甚災害指定に伴う森林災害復旧事業の対象となります。  
また、被災した人工林は、約1,700haと広大である上、地形が急峻であり、復旧作業には、相当の期間が、必要な状況です。

しかしながら、森林災害復旧事業は、激甚災害の指定に伴い特別に実施される事業であり、事業期間が定められているため、復旧方法を整理しながら進めて行かなければならない状況です。

そのため、市では、国や岩手県、関係団体等とともに、森林の復旧方法に係る検討を重ね、森林災害復旧事業に優先的に取り組むことに加え、森林整備事業等も活用しながら、被災森林全体の復旧に取り組むこととしたところです。

**Q** 意向調査の確認書類はいつ届くか？

**A** 令和7年9月16日の地域説明会後に、森林災害復旧事業の活用が見込まれる森林の所有者や管理者等に順次郵送します。遅くとも9月30日までには、配達される見込みです。



## 質問と回答②



**Q** 森林の所有者や管理者はどのように調査し、意向確認書類を発送するのか？

**A**

森林法に基づき、大船渡市で保有している固定資産税台帳により土地所有者や管理者の情報を確認し、意向確認書類を発送します。

**Q** 意向調査の確認書類が届かない場合、森林災害復旧事業の実施はできないのか？

**A**

意向調査の対象区域としていない被災森林に対しても、問合せをいただきながら、できる限り、被災した森林所有者等の希望に寄り添った対応を行うこととしています。

森林災害復旧事業の実施を希望したいと考えているが、9月下旬に意向確認書類が配達されない場合は、9月25日以降に市農林課にお問合せください。

**Q** 意向調査に森林災害復旧事業の実施を希望する旨の回答をした場合、必ず、事業対象となるか？

**A**

森林災害復旧事業の対象は、5ha以上のまとまった整備を行える区域（複数の森林所有者等であっても可）となりますので、市のとりまとめの結果、近隣を含めた人工林の整備面積が5ha未満など要件に満たないときには、森林災害復旧事業に該当しない場合があります。

なお、森林整備事業の活用が可能となる場合がありますので、市農林課や気仙地方森林組合などの林業事業体と相談をお願いします。

9



## 質問と回答③



**Q** 意向調査に森林災害復旧事業の実施を希望しない旨を回答していたが、希望する旨に回答を変更することはできるか？

**A**

回答期限としている10/17（金）までであれば、変更に対応しますので、市農林課にお問合せください。また、希望する旨を、希望しない旨に変更する場合も同様です。

**Q** 回答期限を過ぎてしまった場合、森林災害復旧事業の対象に追加できるか？

**A**

森林災害復旧事業の対象区域は、令和7年以内に国の審査を受ける必要がありますので、回答期限が過ぎたものは、森林災害復旧事業の対象から除外させていただきます。

被害木の伐採や植栽等のために森林災害復旧事業の実施を希望する場合は、期限までに回答をお願いします。

**Q** 森林整備事業は、いつから実施できるのか？

**A**

当面の間は、事業の緊急度から、森林災害復旧事業を優先的に実施することとなります。

森林整備事業の実施時期については、現時点では未定ですが、予算や労務の状況を勘案した上で回答することとなりますので、市農林課や気仙地方森林組合などの林業事業体に相談をお願いします。

早期に被害木の伐採や植栽等を希望したい場合は、森林災害復旧事業の活用の検討をお願いします。

10



## 参考：A 森林災害復旧事業



### Point

- ✓ 激甚災害に指定された災害に農林水産大臣が告示する市町村の区域で実施する復旧事業に支援。

### 事業要件等

- ✓ 森林災害復旧事業に係る激甚災害の指定
- ✓ 要件を満たす市町村を農林水産大臣が告示（森林被害額が1,500万円以上かつ復旧を要する森林面積が90ha以上）
- ✓ 5ヘクタール以上の施業区域

### 事業主体

- ✓ 大船渡市

### 事業内容

- ✓ 人工林における次の森林施業
  - ・ 被害木の伐採と整理作業（地ごしらえ）
  - ・ 植栽（スギ、カラマツ等の針葉樹、コナラ、ブナ等の広葉樹）
  - ・ シカ防護網の設置

### ■ 費用の負担割合

|          |            |               |
|----------|------------|---------------|
| 国<br>50% | 県<br>16.7% | 大船渡市<br>33.3% |
|----------|------------|---------------|

### 費用負担

- ✓ 私有林の所有者負担

- ・ なし※

※ 植栽後の、森林保険の保険料や下刈（除草作業）からその後の管理費用は、森林所有者の負担。

11



## 参考：B 水源林造成事業



### Point

- ✓ 土地所有者の自助努力では適正な森林整備が見込めない民有保安林等において、土地所有者等と森林整備センターが締結する分収造林契約※に基づき、森林整備を実施。

※ 契約にあたり造林地に地上権を設定。（概ね80年以上）

### 事業要件等

- ✓ 無立木地・散生地・粗悪林相地等であること（被災森林を含む）
- ✓ 次のいずれかに該当すること
  - ・ 水源かん養保安林又は同予定地
  - ・ 水源涵養の目的を兼備する土砂流出防備保安林又は同予定地
  - ・ 水源涵養の目的を兼備する土砂崩壊防備保安林又は同予定地
- ✓ 次のいずれかに位置すること
  - ・ 2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域
  - ・ ダム等の上流域等
- ✓ 5ha以上であること

### 事業主体

- ✓ 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター

### 費用負担

- ✓ 国費負担（分収造林契約を締結）

### ■ 水源林造成事業の負担割合

造林は国費負担（分収造林契約を締結）

### ■ 水源林造成事業のイメージ

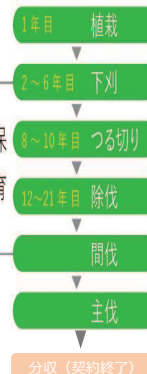
- 分収造林契約の締結



- 植栽、保育等事業の実施

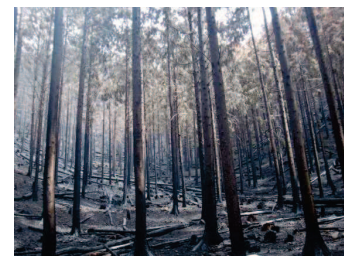
造林者が、植栽、保育、造林地の管理等を実施

森林整備センターが、費用負担と技術指導等を実施



### ■ 水源林造成事業による復旧例

群馬県桐生市林野火災（平成26年4月）



被災後の状況



復旧後の状況

12

## Point

✓ 気象害等による被害森林であって、地方公共団体と所有者の協定に基づき行う人工造林等に対して支援。

## 事業要件等

- ✓ 0.1ha以上であること。
- ✓ 被害木を片付ける場合は、被害を受けた立木の蓄積が30m<sup>3</sup>/ha以上であること。

## 事業主体

✓ 森林所有者等

## 事業内容

- ✓ 次の森林施業
  - ・ 被害木の伐採と整理作業（地ごしらえ）
  - ・ 植栽（スギ、カラマツ等の針葉樹、コナラ、ブナ等の広葉樹）
  - ・ シカ防護網の設置

### ■ 森林所有者等の負担割合

|          |            |                 |
|----------|------------|-----------------|
| 国<br>50% | 県<br>16.7% | 森林所有者等<br>33.3% |
|----------|------------|-----------------|

### 市補助金で支援し森林所有者等の負担軽減へ

内容：森林整備推進事業による特例措置の検討  
対象：令和7年2月19日及び26日に発生した林野火災で被害を受けた森林

## 費用負担

- ✓ 私有林の所有者負担
  - ・ なし※
  - ※ 植栽後の、森林保険の保険料や下刈（除草作業）からその後の管理費用は、森林所有者の負担。

13

# 問い合わせ先

## 大船渡市役所 農林水産部農林課 林業係

TEL0192-27-3111（内線 337・338・339・340・353）

- 森林復旧の進め方について
- 森林災害復旧事業について
- 森林整備事業について
- 意向確認事務について
- その他（森林の整備に係る全般について）

## 気仙地方森林組合

本所（住田）TEL0192-46-2621

支所（大船渡市猪川町）TEL0192-26-5359

- 森林の整備に関することについて

14